

前橋市産業振興ビジョン協議会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市中小企業振興基本条例と前橋市産業振興ビジョンを基に推進する本市の産業振興施策について、進捗状況、施策の効果について検討するため、前橋市産業振興ビジョン協議会（以下協議会という）を設置するもの。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 前橋市中小企業振興基本条例及び前橋市産業振興ビジョンに掲げた産業振興施策が効果的に実施されていることの検証
- (2) 社会の変化、経済の変化に応じた必要な対応方法の検討
- (3) その他本市産業振興に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、下記による区分より選出し、市長が委嘱する。

選出区分	人数	
経済団体	6人	前橋商工会議所 前橋商工会議所女性会 群馬県中小企業団体中央会 前橋東部商工会 富士見商工会 前橋中心商店街協同組合
学識経験者	6人	群馬県産業支援機構 群馬県立産業技術センター 群馬がん治療技術地域活性化総合特区地域協議会 群馬県次世代産業振興戦略会議 群馬県中小企業診断士協会 前橋工科大学
労働団体	3人	連合群馬前橋地域協議会 ぐんま若者サポートステーション 群馬県若者就職支援センター
金融団体	2人	群馬県信用保証協会 群馬県銀行協会
公募	3人	
合計	20人	

- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、選出区分に従いその都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の人数は20人以内とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議・委員報償)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員の報償は以下のとおり

会長9,600円/回

委員8,700円/回

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業経済部産業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。